主 文

本件控訴を棄却する。 控訟費用は控訴人の負担とする。

事 実

(当事者の求める裁判)

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人の本件申請を却下する。訴訟費用 第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、

被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。

(当事者双方の主張および疎明関係)

当事者双方の事実上および法律上の主張ならびに疎明資料の提出、援用および認 否は、つぎのとおり変更、追加および削除をするほか、原判決の事実欄の記載(原 判決添付の(イ)号ベルトの説明書および図面を含む)と同一であるので、みぎ記 載を引用する。

(被控訴人の主張について)

-、原判決二枚目表五行目に「(一)」とある次に、「本件実用新案権の帰属」と 追加し、行を変えて、同行目の「申請人は」との記載に続ける。

二、同枚目表九行目冒頭から同三枚目表六行目末尾までをつぎのとおりに変更す 一、同校 る。 (二)、 (1)

実用新案権の範囲

実用新案公報に登載された本件新案権の範囲

実用新案公報によれば本件新案権の登録請求の範囲は、同公報添付図面(別紙図 面のとおり)に示すように「所要着付に腰揚げ(1)を施した和服の下前襟(2) をクリツプ(3)で挟持した中間に伸縮具(4)を有するバンド(5)の他端を身 、、、 で上前襟(2)を挾持して成る和服 ハツロから背部外側を廻してクリツプ(3) 下締具の構造。」である。

みぎ登録請求の範囲についての解釈

みぎ登録請求の範囲は、婦人用和服の下締具であつて特定の形態構造を有するバ νド自体(これをb点と称する。)を対象とするものであつて、みぎバンドの形態 構造を特定するためにバンドの使用場所(これをa点と称する。)および使用方法 (これを c 点と称する。) とを併記したものである。すなわち、本件新案権の範囲 は、b点、すなわち「両端にクリツプを取り付け、中間に伸縮具を有する構造のバ ンド」そのものであつて、a点、すなわち「所要着付けに腰揚げを施した和服」の下締具であること、およびc点、すなわち「下前襟をクリップで挟持し、バンドの他端を身八ツ口から背外側を廻して、クリップで上前襟を挟持する」方法で使用するものであることは、b点の補足的説明に過ぎない。したがつて、本件新案権は本 件バンドの構造(b点)のみに関する考案である。

(三)、本件新案権に対する控訴人の侵害

直接侵害(その一)

控訴人は原判決添付別紙(イ)号図面およびその説明書に示す和装ベルト(商品 名は当初和装ベルトと称していたが本訴提起後マイテイベルトと改称した。以下 (イ) 号ベルトと略称する。)を業として製造販売し、本件新案権を侵害している。すなわち、(イ)号ベルトは、伸縮バンドの両端にクリツプを設け、中間に両 端クリツプの間隔を調節する伸縮具を有する構造のものであつて、しかも婦人和装 の下締具として本件新案権によるベルトと同一の方法で使用されるものであるか このような構造の婦人和装下締具を業として製造販売する行為は被控訴人の本 件新案権を侵害するものである。

直接侵害(その二

仮に本件新案権の範囲が前記a、b、c三点の要件の全部を具備した物品に限ら れるとしても、(イ)号ベルトはみぎa、b、c三点の全部について本件新案権の 範囲に属するベルトと均等または共通であつて、控訴人の(イ)号ベルトの製造販 売は本件新案権に対する実用新案法二七条所定の直接侵害に該当する。すなわち、 控訴人は(イ)号ベルトを製造販売するに当つて、商品名を和装ベルトと名付けて 広告し、商品の外箱上および説明書中にも「和装ベルト」と商品名を明記し、説明 書の図面および説明文の記載内容も本件新案権による商品コーリンベルトの図面お よび使用方法の説明文と全く同様の記載をしているばかりでなく、実際の商品その

ものも材料、形状、構造、大きさ(幅および長さ)等すべて本件新案権による商品と区別できないものであるから、控訴人製造販売にかかる(イ)号ベルトは前記 a、b、cの三点の全部について本件新案権によるベルトと同一であつて、みぎ製 造販売は本件新案権の直接侵害に当る。

間接侵害

仮に(イ)号ベルトの製造販売が本件新案権の直接侵害に該当しないとしても、 前記a、b、c三点の要件全部を具備する物品はb点の構造のベルトを必須的構成 部分としていて、b点の構造のベルトは専らa、b、c三点を具備した物品の製造のみに使用される物品に該当するから、(イ)号ベルトを業として製造販売することは本件新案権に対する実用新案法二八条所定のいわゆる間接侵害に該当する。」 三、原判決三枚目表最終行目から同枚目裏一行目にかけて「著手」とあるのを「着 手」と訂正する。

四、原判決六枚目表七行目末尾の次に、行を変えて、つぎのとおり追加する。 「(三)、控訴人は、(イ)号ベルトについては婦人和装下締具としての用途以外の用途があるからa、b、c三点の要件を具備した本件新案権の実施物品の製造 のみに使用される物品には該当しないと主張するが物品の用途は物品の通常のまたは主要な用途が何であるかを社会通念に従って判断すべきで、たまたま稀に他に用 途に流用可能であつても、本来の用途が変更または拡張されたと云うことはできな い。控訴人の所論はこぢつけに過ぎない。」

(控訴人の主張について)

-、原判決六枚目表最終行目冒頭から同枚目裏六行目末尾までをつぎのとおり変更

する。 「(二)、同1、(二)、(1)の事実は認めるが、同1、(二)、(2)の事実

(三)、同1、 (三)、(1)のうち控訴人が(イ)号図面および説明書に示す物 品を製造、販売していること、 (イ) 号ベルトの構造が被控訴人主張のとおりであ

(3) および(四) は争う。

(五)、同2、(仮処分の必要性)は争う。 二、同八枚目裏三行目に「効果を秦する」とあるのを「効果を奏する」と訂正す る。

、同八枚目裏九行目末尾の次に行を変えて次のとおり追加する。 (五)、実用新案法二八条の趣旨は、「登録実用新案権の完全な侵害品が市場 (小売店等) に広く出まわつているが、直接の侵害者である製造業者が巧妙に隠く れて容易に発見できない場合、」または「登録実用新案に係る物品の各部分の全部をセットとして販売している場合」に、このように本来は実用新案権の直接侵害行 為には該当しない正当な行為によつて脱法的に新案権を侵害する行為から権利者を 保護するために、みぎ脱法的正当行為を「権利侵害とみなす」旨を規定したもので あつて、ややもすれば濫用のおそれがあるので、「登録新案に係る物品の製造にの み使用する物」と極めて制限的に規定しているのであるから、本条の解釈は注文の 文言どおり厳格にしなければならない。すなわち、みぎ制限規定に該当するためには、実用新案物品の製造に使用されることが客観的に明白で、かつそれ以外に用途 が全くないことが必要であって、いやしくも他に用途がある以上産業上の使用効果が認められない場合もみぎ間接侵害に当る場合には該当しない。また新案権侵害品の製造のために使用されている見込みが大であっても単にそのように推定されるに すぎない場合には、間接侵害に当るとするには足りない。

しかるに、(イ)号ベルトはそのままの状態で完成商品で、なんら手を加えるこ となくそのままの状態で使用されるのであつて、どんな意味でも他の物品の製造に 使用されることはない。それは(イ)号ベルトそのものの使用であつて、他の物品 の製造のための使用ではない。また、(イ)号ベルトはたすき、ブツクホルダー等和装下締具としての用途以外の用途があるから、本件新案権による商品の製造のみ

に使用されるものと云うことはできない。」

(疎明関係について)(省略)

理 由

当事者間に争いのない事実 被控訴人が本件新案権の権利者であること、本件新案権の登録請求の範囲が別紙 図面(実用新案公報添付図面)に示すように「所要着付けに腰揚げ(1)を施した下前襟(2)をクリツプ(3)で挾持した中間に伸縮具(4)を有するバンド(5)の他端を身八ツ口から背部外側を廻してクリツプ(3)で上前襟(2)を挾持して成る和服下締具の構造」であること、控訴人が別紙(イ)号図面および説明書に示す和装ベルト((イ)号ベルト)を製造販売していること、(イ)号ベルトが本件新案権の考案の構成要件中控訴人のいわゆる」の構成要件に該当する物品、すなわち、

「両端にクリツプを取り付け中間に伸縮具を有するバンドbであること、以上の事実は当事者間に争いがない。

二、争点についての判断

(一)、被控訴人の営業および本件新案権の出願、登録等

成立に争いのない疎甲第一九、第二二号証に徴すると、被控訴人が着物ベルトその他服飾衣料品等の普及を事業目的とする会社であることが認められ、成立に争いのない疎甲第一、第二号証に徴すると、本件新案権は、昭和三一年八月二二日考案者訴外Aが出願し、昭和三三年九月一一日出願公告(第一四、七三六号)があり、昭和三四年六月三〇日登録番号第四九六、五二八号をもつて実用新案権の登録があり、昭和四一年七月三〇日Aから被控訴人に譲渡されたとして昭和四一年一二月一〇日受付第三八二〇号の登録申請に基づいて昭和四二年一月二〇日被控訴人を取得者とする実用新案権取得登録がされたことが疎明される。

(二)、本件新案権の権利範囲について

一前記念に 一方のなけいで 一方のなけいで 一方のなけいで 一方のなけいの 一方のなけいの 一方のなけいの 一方ので 一方に 一方ので 一方ので

(1)、本件新案権は旧実用新案法施行当時出願されたものであること。

すなわち、新実用新案法は昭和三五年四月一日から施行された(同法施行法− 条)のであるから、さきに疎明された事実関係によると、本件新案権は旧実用新案 法施行当時に出願および登録された旧法による実用新案権に当る(新法施行法三条 参照)わけである。しかるに、旧法(大正一〇年法律第九七号)一条、二二条一項 二号、旧法施行規則(大正一〇年農商務省令第三四号)二条によると、実用新案権は「実用ある新規の型の工業的考案」に対して与えられるのであつて、出願書の登 録請求の範囲の項には「実用新案が物品の形状、構造又は組合せのいずれに係るか を記載すべき」ものであるから、みぎ旧法により出願された本件新案権の「登録請 求の範囲」の項の記載は、物品の形状、構造または組合せのいずれかを記載したも のと解すべきものであるが、旧法による実用新案法出願の場合には、新法五条四項 のような「登録請求の範囲」の項に記載すべき事項についての厳格な制限がなく 往往にして、同項中に考案の要部のみならず関連事項にわたつて記載することがあり、同項中に記載するところ全部が不可分的に実用新案の必須的構成部分であると は限らない一面があると共に、他面において、同項の記載のみでは当該実用新案権の権利範囲が明確でなく、「説明書」その他の項の記載事項、その他諸般の事情に より、権利範囲を判断しなければならない場合も生ずるわけである。 (疎甲第一八 号証参照)みぎの事情から、旧法による実用新案権の権利範囲を確定するにあたつ ては、出願公告に登載された「登録請求の範囲」の項の記載をもつて判断の有力な 資料となすべきことはいうまでもないが、みぎ記載の文字のみに拘泥することな

、すべからく、考案の性質、目的または説明書のその他の項の記載事項および添付図面の記載をも勘案して、実質的に考案の要旨を認定すべきであり(最高裁判所昭和三九年八月四日判決民集一八巻七号一、三一九頁)、また、実用新案は出願当時における技術水準を超越したものに対して与えられるものであるから、「登録請求の範囲」の項の記載事項のうちいかなる事項について実用新案権が与えられたのに当時における技術水準を勘案して決定するのが当然である(特許権についての判例として最高裁判所昭和三七年一二月七日判決民集一六第一二号二、三二一参照。この点につき特許と実用新案とを区別して論ずべき実質的理由を見出すこと参照。この点につき特許と実用新案とを区別して論ずべき実質的理由を見出すことができない)。したがつて、本件新案権の権利範囲の確定にあたつても、前記るの意識表の範囲」の項の記載の趣旨は一見して明瞭であるとは云い難いものがある。

(2)、本件新案権の実用新案公報の記載自体から形成的に判断しても、前記当裁判所の判断が相当であること。

(3)、控訴人主張の物品は実用的でなく、みぎ物品の形状、構造に対して実用新 案権が与えられたと解するのは常識上不合理であること。

そして、このような通常の婦人和服と特定構造のバンドとが特定の形状、構造をもつて組合わされて一体をなした物品の構造が本件新案権の考案であると解するとすれば、みぎ考案のバンドを買い受けようとする者はバンドに結合された和服も同時に買い受けねばならないことになり、和服に対する一般婦人の好みの多様性と価格の点のみから考えてもこのような組合せ品は実用性がなく、「実用ある新規の型の工業的考案」に対して与えられるべき実用新案権がこのような実用性皆無の物品に対して与えられたと解するのは常識に反する。したがつて、本件新案権の範囲が前記組合わされて一体をなした物品の構造であるとは到底解されない。

(4)、本件新案権の出願当時の技術水準から考えて前記当裁判所の判断が妥当で

あること。

(5)、本件新案権の場合には、物品の使用目的および使用方法をもつて物品の形状、構造を規制することが可能であること。

(6)、本件新案権の「登録請求の範囲」中の「……して成る……」との記載は必ずしも以上当裁判所の判断と牴触するものと云えないこと。

すなわち、本件新案権の登録出願人Aが、出願の際に、特許庁との間の往復文書において、

「登録請求の範囲」の記載を「……挾持するようにした……」から「……挾持して成る……」と訂正したことは成立に争いのない疎乙第一六号証の一ないし一〇によつて認められるところであるが、前記諸般の事情に徴し、みぎ出願人の意思に関する限り、両者は同一の事項について表現方法を変更しただけのものと解すべきでつて、特許庁としても同項の記載を物品の形状、構造の型についての考案を記載したものとなるように表現方法を訂正したまでのことで、実質的内容について別個の新たな新案権の出願に変更させたものとまでは前掲疎乙第一六号各証上認められないから、新案権付与の当否の審理段階での考慮としてはとにかく、新案権の権利範囲の確認の際には、必ずと思えまで

(7)、被控訴人は、登録異議答弁書(疎乙第一六号証の一二)において、本件新 案権の対象である考案が、和服とバンドとの組合せに関する考案であると主張して いないこと。

すなわち、前掲疎乙第一六号証の一二によれば、被控訴人は登録異議答弁書中で「本件実用新案は和服下締具であつて、バンド自体を要旨とするものでなく、和服との組合せによつて説明書所記のような効果を奏するものであつて、……」と記載

していることが認められるが、みぎ被控訴人の用いた「組合せ」と云う文字の意味は、旧実用新案法施行規則二条にいわゆる「組合せ」すなわち二個以上の特定形状、構造の物品の組合せの意味ではなく、単に「使用目的が和服下締具に限定されたものである点において」と云う意味に過ぎないことは前記文章の前後の関係から明らかである。

以上の当裁判所の判断と相容れない被控訴人の前記主張ならびにみぎ主張に副う疎甲第三、第一八、第二一、第二二号証および当審証人C同Aの各証言の各一部と控訴人の前記主張ならびにみぎ主張に副う疎乙第九、第一八、第一九、第二〇、第二五号証および当審証人D、同Eの各証言とは、採用できない。

(三)、本件新案権に対する控訴人の侵害

前記本件新案権の権利範囲と前記当事者間に争いのない控訴人が(イ)号ベルトを業として製造販売している事実と疎検甲第一、第二号証の検証の結果および疎甲第七号証とを総合すると、控訴人が製造販売している「和装ベルト」ないし「マイテイベルト」は、被控訴人が本件新案権の実施として製造している「コーリンベルト」と形状、構造および使用目的、使用方法の点で同一であつて、前述した本件新案権の「登録請求の範囲」に記載された和装下締具に該当する物品であることを認めることができ、業としてみぎ(イ)号ベルトを製造販売する行為は、被控訴人の本件新案権を直接に侵害する行為に当ると云わねばならない。

(四) 、本件仮処分の必要性

よつて本件仮処分の必要性が肯認できる。

三、結論

以上の理由により

被控訴人において控訴人に対し保証金二〇〇万円を供託することを条件として本件仮処分申請を認容した原判決は結論において相当であつて、本件控訴は失当として 棄却を免れない。

よつて、民訴法三八四条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 三上修 長瀬清澄 古崎慶長)

(別紙)

<11541-001>